

「猪名川町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」を締結！



猪名川町社会福祉協議会は、令和4年1月4日「災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定」を猪名川町と締結しました。これは、大規模な災害が発生した際に、ボランティアを行う団体や個人を支援するもので、災害ボランティアセンターの設置・運営について取り決めたものです。

災害ボランティアセンターは、大規模災害が発生した場合に、被災者の救援や被災地の復旧・復興のために活動するボランティアの拠点です。災害ボランティアの受け付け・派遣、活動のための物資調達や情報収集と提供、関係者との調整などを担います。

この協定締結により、災害時に猪名川町社会福祉協議会は、円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営に取り組み、復旧・復興を目指します。今後も、他団体との連携を進めながら、災害時に備えてまいります。